

2025年度 日本女子大学各種方針

1. 日本女子大学における教育理念・目的

日本女子大学は、建学の精神及び本学が育成する学生像を踏まえ、次の教育目標を定め、公表する。

大学の教育目標

平和的な国家及び社会の形成者育成のために、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、その応用能力の展開をはかるとともに、人格の完成につとめることを目的とする。（日本女子大学学則第1条）

大学院の教育目標

高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養うことによって、広く文化の向上進展に寄与することを目的とする。（日本女子大学大学院学則第1条）

学部・学科の教育目標

「日本女子大学人材養成・教育研究上の目的に関する規程」

研究科・専攻の教育目標

「日本女子大学大学院人材養成・教育研究上の目的に関する規程」

理念・目的の実現

学校法人日本女子大学中期計画（2024年度～2030年度）に則り、創立者成瀬仁蔵の建学の精神を継承し、発展させるとともに、社会を支え、国際社会をリードする人材を育成するために教育改革を進める。

2. 大学の内部質保証に関する方針

日本女子大学は、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上に取り組むため、次の方針を定める。

- （1）教育研究上の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究水準の向上を図り、教育研究活動の状況について、不断の自己点検・評価を行う。
- （2）自らの教育研究活動について、自ら強みと弱みを客観的に把握し、教育研究の改善に取り組む。
- （3）上記2点を具現化するための内部質保証システムに関し、「日本女子大学における内部質保証に関する方針」を別に定める。

3. 教育研究組織の編制原理

日本女子大学は、教育研究組織を整備するため、次の編制原理を定める。

- （1）建学の精神、教育理念、教育方針を堅持しつつ、女子の高等教育機関として時代や社会の要請に応え得る総合大学として、家政学部、文学部、人間社会学部、理学部、国際文化学部、建築デザイン学部及び食科学部を置き、大学院には、家政学研究科、文学研究科、人間生活学研究科、人間社会研究科、理学研究科及び建築デザイン研究科を置く。
- （2）大学の門戸を社会に広く開放し、女子の高等教育機関として専門的知識と技能を授けることを目的として、通信教育課程を置く。
- （3）建学の精神、教育理念に基づく本学の女子教育・研究の質の向上に寄与し、教育・研究の成果を広く発信し、社会に貢献するために、図書館、総合研究所、現代女性キャリア研究所、JWU女子高等教育センター、社会連携教育センター、教職総合センター、生涯学習センター、メディアセンターを置く。

4. 教育課程・学習成果

日本女子大学は、授与する学位ごとに、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、公表する。

5. 学生の受け入れ

日本女子大学は、求める学生像を明確にするために、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定め、公表する。

6. 大学の求める教員像及び教員組織の編制方針

大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関し、次の方針を定める。

日本女子大学の教員像

- （1）本学の建学の精神、教育理念、教育方針を理解し、教育研究に取り組む意欲のある者。
- （2）平和的な国家及び社会の形成者育成のために、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究する者。
- （3）常に教育研究水準の向上につとめ、教育研究基盤の充実と組織運営の発展に寄与する者。

教員組織の編制方針

- （1）大学・学部・学科・研究科・専攻の教育の目的を達成し、学位授与方針に沿ったカリキュラムを実現するための適正な教員を配置する。
- （2）教員の採用は、公正かつ適切な基準と手続きに従い、年齢構成、性別構成等のバランスに配慮した編制を行う。
- （3）外国人教員の採用や客員、特任などの任期制教員採用により、国際的、多面的な教員組織を編制する。

7. 学生の支援に関する方針

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、次の方針を定める。

- (1) 学生の自主性を尊重しながら、精神的に自立し、自ら考え、判断する力と他者をいたわる心を養うための支援を行う。
- (2) 多様な文化や価値観を持った人々を尊重し、国際社会の一員として共生できるよう支援体制を整える。
- (3) 学生の自己実現を助け、その人間形成に寄与するため、生活支援に係る部署の連携、支援体制を強化・整備し、教育・研究環境の安全確保に努める。

◎各支援に対する方針

学修支援：学生の学修状況を把握し、学生の状況に応じた学修支援を行う。また、障がいのある学生への支援体制を整備する。

生活支援：心や身体の健康保持・増進、安全・衛生の側面から学生が自ら行動できる力を養うための支援や必要に応じた経済的支援を行う。また、個々人の多様性を尊重し、自分らしく生きるための支援を行う。

進路支援：多様化する社会に適応し、リーダーシップ・独創性・協心力を発揮して世界で活躍できる力を身につけるための支援を行う。

留学支援：国際人としての深く広い教養を身につけるための学習環境・制度等の整備充実を図り、グローバル社会で活躍する力を養うための支援を行う。

8. 教育研究等環境の整備に関する方針

学生の学修や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するために以下の方針を定める。

- (1) 教育改革・教育研究環境の充実を実現するため、継続的に学修環境や教育研究環境の整備を図る。
- (2) 学生に快適な大学生活の場を提供できるよう、安全と健康に配慮したキャンパス・アメニティの充実を目指す。
- (3) 地球環境に優しいキャンパス作りを目指し、省エネルギー化や環境配慮への取り組みを推進するとともに次世代への環境教育を行う。
- (4) 図書館は、学修・教育・研究に必要な学術情報資料を質・量ともに備え、施設の整備、サービスの充実をはかり利用を促進する。図書館システムをより良く機能させ、国立情報学研究所への参加等を通して、学術情報の相互提供を実施する。
- (5) 研究倫理に対する取組として、研究者の行動規範と研究費の適切な使用、それぞれにかかる環境整備に努める。

9. 社会連携・社会貢献に関する方針

大学の教育研究成果を適切に社会に還元するために次の方針を定める。

- (1) 研究成果を社会に還元し、物的・人的資源の活用による地域等との連携・交流を積極的に推進する。
- (2) 社会人に高等教育を受ける機会を提供することにより、社会に貢献する。
- (3) 国際平和や人間尊重の一端として、女子教育の国際連携を支援する。
- (4) 学生主体の地域交流を推進する中で、学生が学内外で学んだ成果を社会に還元する。

10. 大学運営及び財務に関する方針

日本女子大学は、大学の機能を十分に発揮させ、教育研究活動を支援するために、次の方針を定める。

管理運営に関する方針

- (1) 学園をめぐる内外の情勢変化をふまえ、建学の精神に基づいた教育・研究活動の推進のための課題を整理し、課題解決に向けて柔軟かつ迅速に対応できる管理運営体制を置く。
- (2) 大学運営を適切かつ効果的に行うために、教員及び事務職員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じる。

財務に関する方針

質の高い教育・研究活動を継続的に実施するため、大学の財務関係比率に関する指標・目標を設定し、中期の財政計画に基づき健全な財務基盤を確立する。

11. その他

(1) SDGsに関する行動指針

日本女子大学は、教育研究及びその他事業において、国連が提唱する国際的な枠組みであるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献する活動を推進する。

以上